

令和6年
(2024)
栃木県
実施要綱

秋の交通安全 県民総ぐるみ運動

実施期間

令和6(2024)年9月21日(土)から9月30日(月)

交通安全
スローガン

高めよう! とちぎの交通マナー
マナーアップ! あなたが主役です

令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール



◆優秀賞
栃木県立足利工業高等学校
島田 美優さん



◆優秀賞
栃木県立足利工業高等学校
文山 友姫さん



◆優秀賞
栃木県立足利工業高等学校
松本 晴楓さん



全国重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



- 9月23日(月) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日
9月27日(金) 「飲酒運転根絶」・「夜間走行中の原則ハイビーム」徹底強化の日
9月28日(土) 「自転車マナーアップ」強化の日
9月30日(月) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

運動の重点

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

令和5年中、県内の交通死亡事故の**55.9%**が夜間に発生しました。
また、交通死亡事故の**27.1%**が歩行者横断中に発生しました。

反射材用品等の着用

- 薄暮や夜間に交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライトなどを活用しましょう。
- 夜間は必ず反射材用品等を身につけ、自動車運転者などに早めに自分の存在を知らせましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校
松島 梨亜さん

安全な横断方法の実践

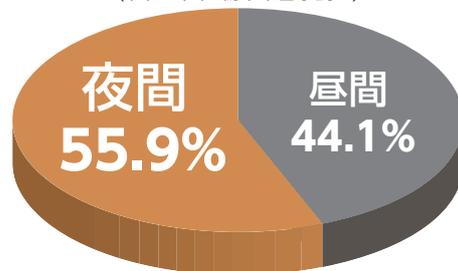
- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
- 横断歩道がある場所付近での横断歩道外横断は法令違反です。斜め横断や走行する自動車などの直前直後横断も法令違反です。危険ですのでやめましょう。

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

夕暮れ時以降の早めライト点灯

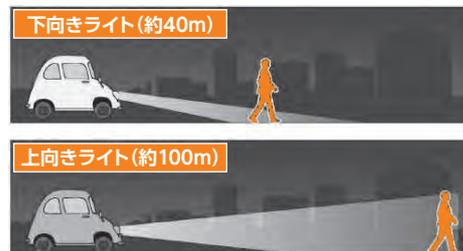
- 夕暮れ時には自動車前照灯の早め点灯を実践しましょう。
- 積極的にライトを点灯し自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間は昼間に比べて視界が悪くなるため、歩行者や自転車等の発見が遅れる上、速度感覚が鈍り、速度超過になりがちです。昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。

昼夜別交通死亡事故発生状況
(令和5年中、栃木県警察調べ)



ハイビーム大作戦

- 「原則ハイビーム」の推進
夜間、先行車や対向車等がないときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夜間、走行用前照灯(ハイビーム)で走行した場合には、すれ違い用前照灯(ロービーム)の場合よりも2倍以上遠くから歩行者を発見することができます。



※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。また、歩行者が対向してくるときもロービームに切り替えましょう。

飲酒運転等の根絶

- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
 - ・お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
 - ・車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
 - ・飲酒したお客さまには絶対に車を運転させないでください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。
- お酒を飲まない運転役「ハンドルキーパー」をあらかじめ決めておき、飲食後はお酒を飲んでいない「ハンドルキーパー」が飲酒した者を自宅まで送り届けましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」
最優秀賞 県立真岡女子高等学校
加藤 美貴さん

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



みんな 自転車の乗り方、大丈夫まる??

「自転車安全利用五則」を守りましょう

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



- 自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。
※ただし、道路外の施設や道路に出入りするためやむを得ず歩道または路側帯を横断するときはこの限りではありません。
- 自転車が車道通行するときは、道路中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければなりません。

※以下の場合、普通自転車は歩道を通行することができます

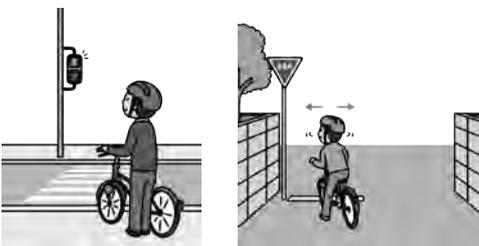
○標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合



○運転者が下記の場合
・13歳未満の子供
・70歳以上の高齢者
・その他車道通行に支障がある方

○車道又は交通の状況からやむを得ない場合
・道路工事等で通行が困難なとき
・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 一時不停止、信号無視は自転車も道路交通法違反となります。
- 交差点では停止線手前で一時停止し、必ず安全確認をしましょう。
- 信号無視、一時不停止違反等は危険行為として自転車運転者講習制度の対象違反です。

③ 夜間はライトを点灯



- 夜間はライトを点灯しなければなりません。
- また反射材も活用しましょう。

④ 飲酒運転は禁止



- 飲酒が自転車の運転に及ぼす影響は自動車を運転する場合と同じです。
- 飲んだら公共交通機関の利用または歩いて帰りましょう。

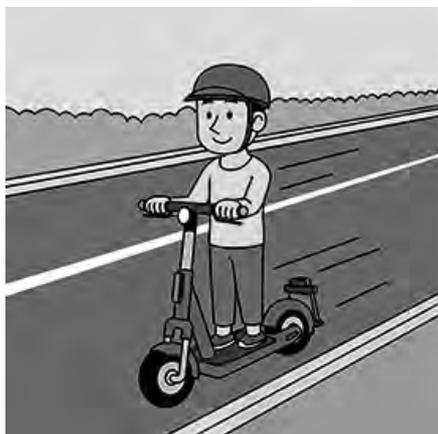
⑤ ヘルメットを着用

命を守る自転車ヘルメット!!

- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約**1.9倍**も高くなります(令和元年~令和5年合計、警察庁調べ)。
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約**5割**が頭部に致命傷を負っています(令和元年~令和5年合計、警察庁調べ)。
- 栃木県自転車条例では、自転車保険加入を義務化しています。必ず加入しましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関する
ポスターコンクール」優秀賞
県立足利工業高等学校 鈴木 舞桜さん



特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- 乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください(努力義務)。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

詳しいルールについては
警察庁ホームページを
ご確認ください。



詳しい車両型式情報は
国土交通省ホームページ
をご確認ください。



自転車の

「ながらスマホ」

「酒気帯び運転」

罰則強化

(令和6年11月1日道路交通法改正)



携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索